

監事監査規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人こおりやま子ども若者ネットワーク（以下、法人という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び会則に定めるもののほかはこの規程による。

(基本理念)

第2条 監事は、この法人の機関として、役員との相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職責)

第3条 監事は、役員・職員（以下「役職員」という）の職務の執行状況および財産の状況を監査する。

(役員等の協力)

第4条 役職員は、監事による法令、会則及びこの規程に定める業務の遂行に協力するものとする。

2 役員又は役員会は、監事の職務のために必要な体制の整備に留意する。

第2章 監査の実施

(監査の実施)

第5条 監事は、次に掲げる監査事項について、調査、閲覧、立会、報告の聴取等により監査を行うものとする。

- (1) 起案書その他の重要な文書
- (2) 重要又は特殊な取引、債権の保全又は回収及び債務の負担
- (3) この団体の役員以外の者との間におけるこの団体とその役員との利益が相反する取引
- (4) 財産の状況
- (5) 財務諸表等
- (6) その他法令、会則又はこの団体の規程に定める事項

2 監事は、いつでも役員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会議への出席)

第6条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、理事会及び総会に出席できなかつた場合には、出席した役員から、その審議事

項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

3 監事は、理事会及び総会以外に開催される重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

第3章 報告、意見陳述等

(報告等)

第7条 監事は、役職員が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは会則に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、理事会及び総会に報告しなければならない。

2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、総会を招集することができる。

3 監事は、役員に対し、業務の執行に当たり、この団体の業務の適正かつ合理的な運営のため、業務の運営又はこの団体の諸制度について、意見を述べることができる。

(差止請求)

第8条 監事は、役員がこの団体の目的の範囲外の行為その他法令若しくは会則に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの団体に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

(役員等からの報告への対応)

第9条 監事は、役職員から、役職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがある、又は法令若しくは会則に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるとの報告を受けた場合、調査等の必要な措置を講ずるものとする。

(会計方針等に関する意見)

第10条 監事は、役員が会計方針又は計算書類及び財産目録の記載方法を変更する場合には、あらかじめ変更の理由について報告するよう求めることができる。

2 監事は、会計方針又は計算書類及び財産目録の記載方法について疑義又は意見があるときは、役員に意見を述べなければならない。

第4章 監査報告

(財務諸表等の監査)

第11条 監事は、代表から財務諸表等及び事業報告を受領し、これらの書類について監査する。

(監査報告)

第12条 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、監査報告を作成する。

2 前項の監査報告には、作成年月日を付し、監事が記名押印をするものとする。

3 監事は前2項の規定により作成した監査報告を、理事に提出する。

第5章 雑則

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会により行う。

附則

この規程は、2020年1月15日から施行する。(2020年1月15日役員会決定)